

件名	県立学校管理規則の一部改正について
提案理由	<p>(1) 早期からの教育に対するニーズやその効果を踏まえ、教育の機会の拡充を図るため、所要の改正を行うものである。</p> <p>(2) 第二期県立高等学校再編計画における全日制高等学校の規模と配置の適正化、学科の構成と配置の適正化に伴い、所要の改正を行うものである。</p>

1 規則改正の趣旨

- (1) 早期からの教育に対するニーズやその効果を踏まえ、教育の機会の拡充を図るため、所要の改正を行うものである。
- (2) 第二期県立高等学校再編計画における全日制高等学校の規模と配置の適正化、学科の構成と配置の適正化に伴い、所要の改正を行うものである。

2 規則案の内容

- (1) 県立特別支援学校幼稚部入学志願の資格を改正すること。
- (2) 栃木県立宇都宮中央女子高等学校を廃止すること。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。

○県立学校管理規則の一部改正

栃木県教育委員会規則第 号

県立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月 日

栃木県教育委員会教育長 阿久澤 真理

県立学校管理規則の一部を改正する規則

県立学校管理規則（昭和32年栃木県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(幼稚部入学志願の資格) 第15条の4 幼稚部に入学志願をすることができる者は、3月31日現在において_____ _____ _____満3歳以上満6歳未満の幼児とする。	(幼稚部入学志願の資格) 第15条の4 幼稚部に入学志願をすることができる者は、3月31日現在において、 <u>視覚障害者に対する教育を行う特別支援学校にあつては満4歳以上満6歳未満、聴覚障害者に対する教育を行う特別支援学校にあつては満3歳以上満6歳未満の幼児</u> とする。

別表第1 栃木県立宇都宮中央女子高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(高校教育課)